

厚生労働省発職高第 0915002 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成17年9月15日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

(別紙)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 障害者雇用継続助成金の整理統合

障害者雇用継続助成金のうち中途障害者作業施設設置等助成金を障害者作業施設設置等助成金に、重度中途障害者等職場適応助成金を障害者介助等助成金にそれぞれ整理統合するものとする。

第二 障害者介助等助成金の支給業務の対象の拡大

一 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第四十九条第一項第四号の助成金の支給対象障害者の範囲を拡大するとともに、同号の助成金を障害者介助等助成金とするものとする。

二 障害者介助等助成金の支給業務の対象に、次に掲げる措置を行う事業主を加えるものとする。

- (一) 一定範囲の視覚障害者又は四肢機能障害者である労働者（重度身体障害者にあつては、短時間労働者を含む。）の業務の遂行のために必要な介助を担当する者の配置又は委嘱を行い、引き続き当該措置に係る障害者である労働者を継続して雇用し、かつ、当該労働者について当該措置を継続して行うこと

- (二) その雇用する在宅勤務障害者の雇用管理及び業務管理の業務を担当する者の配置又は委嘱

第三 職場適応援助者助成金の創設

一 法第四十九条第一項第四号の二の助成金を職場適応援助者助成金とするものとする。

二 職場適応援助者助成金は、次のいずれかに該当するものに対して支給するものとする。

イ 社会福祉法人その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人であつて、障害者が職場に適応することを容易にするための職場適応援助者（障害者総合職業センター及び地域障害者職業センターが行う研修又は職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修を修了した者であつて、職場適応援助者による援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると認められるものに限る。以下同じ。）による援助の事業を行うもの

ロ 障害者である労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者にあつては、短時間労働者を含む。以下同じ。）の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者の配置を行う事業主

第四 助成金の支給業務の対象の拡充

障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者を除く。）のうち、発達障害者支援法第二条第二項に

規定する発達障害者その他職場適応援助者による援助が特に必要であると独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が認める障害者も、職場適応援助者助成金の支給業務の対象に加えるものとする。

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第六 施行期日

この省令は、平成十七年十月一日から施行するものとする。